

(3) 地域内フィーダー系統確保維持計画の承認について
(小境線の継続事業・温井線の新規事業)

これまで、毎年、ご承認をいただき運行している「予約乗り合いタクシー小境線」については引き続き、また、協議事項 2 でご承認いただいた、「予約乗り合いタクシー温井線」については新規として、事業を実施し、地域公共交通確保維持事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費補助金）を申請する。

・地域内フィーダー系統確保維持計画（生活交通ネットワーク計画）

予約乗り合いタクシー小境線 … 3

予約乗り合いタクシー温井線 … 7

地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の

概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統） … 11

小境方面運行路線図 … 12

温井方面運行路線図 … 13

令和元年 5 月 23 日
 （名称）飯山市地域公共交通会議
 （代表者名）会長 印

0. 生活交通ネットワーク計画の名称
飯山市地域内フィーダー系統確保維持計画（令和 2 年度～4 年度） 「小境線（予約型乗り合いタクシー）運行事業」
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
当該路線の沿線である、飯山市の北部地域は、高齢化率31.0～47.8%（平成31年4月1日現在）の集落が集まる、過疎化の進む山間地域である。また、冬季は積雪が2mを超える特別豪雪地帯でもある。 中心市街地には、飯山赤十字病院やスーパーなど市民生活を支える生活機能を担う施設、店舗等があるが、自家用車を運転できない高齢者や子どもたちにとっては、路線バス、乗り合いタクシー等の公共交通が山間集落と市街地を結ぶ唯一の移動手段となっている。 太田・外様・柳原地区と市街地を結ぶ定時定路運行しているバスである小境線があるが、すでに廃止路線代替バスとなっている。 小境線は朝、夕は、40人乗りバス車両で、小中学生のスクール利用をカバーしながら運行しているが、バス車両が大きく幹線道路以外に通行できないため、沿線から離れた集落の高齢者が利用できず、小中学生以外の利用者数は大きく減少していた。 このため、朝、夕の通学利用を維持しつつ、集落内に居住する高齢者を中心に通院・買物など日常生活を支える交通手段として、地域公共交通確保維持事業により、小境線（予約型乗り合いタクシー）を運行することで、住民の公共交通手段を改善し、存続させることが必要不可欠となっている。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（１）事業の目標
小学校および中学校への通学支援を維持しつつ、高齢者の利用を中心とした利便性向上・利用促進に取り組み、「買物交通弱者」「通院交通弱者」の解消と持続可能な交通体系を確立する。 目標：小境線（デマンド）の 1 便平均利用者数 2.0 人。
（２）事業の効果
デマンドでの小型車両で運行することで、小境線の利用範囲を拡充するとともに、利用が想定される年齢層から鑑み、通院や買い物しやすい時間に運行することで利用サービス水準を向上し、日常生活の移動手段を確保する効果が期待される。 また、北陸新幹線飯山駅を発着するため、当地域の活性化につながる効果が期待できる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
地域住民に「利用しやすい公共交通」であることを知っていただくため、当路線個別の時刻表を見やすく編集し、市内の対象地区に配布するほか、市内すべての公共交通の時刻表を集約した公共交通マップの作成、さらには北陸新幹線飯山駅発着の広域圏域の時刻表にも掲載し、利用者の増を図る。 搭乗調査により、利用者の意見を把握し、事業につなげる。（飯山市）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

①運行路線図（別添資料：運行計画図参照）

②時刻表・運行予定期間・運賃

（別添資料：運行計画図参照）

③運行事業者決定の経緯（地域内フィーダー系統共通）

飯山市内の気象条件、道路網、集落分布を熟知しているとともに、デマンド運行に必要な設備を保有する、下記の交通事業者を引き続き予定する。

補助対象事業者	補助対象系統数	確保維持事業に要する 国庫補助額（千円）
長電バス株式会社	小境線	

④運行予定期間

山間集落内の乗降場所を拡充、予約型乗合運行に改定し、平成24年10月から運行開始し、引き続き、令和2.3.4年度の運行を予定。

	R1 令和2年度 10月 3月 9月	R2 令和3年度 10月 3月 9月	R3 令和4年度 10月 3月 9月
小境方面線			

⑤地域内フィーダー系統の補足資料（既存交通や地域間交通との関係や整合性を図っている旨の説明等を説明した資料（要綱別表6のハ）

JR 飯山線（鉄道）と野沢線（バス）、中野木島線（バス）と地域間幹線系統があるが、JR 飯山線とは、戸狩野沢温泉駅・飯山駅で接続し、野沢線および中野木島線とは木島バス乗り場にて接続する運行経路・ダイヤを設定している。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

飯山市から運行事業者へ補助金を交付

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

長電バス株式会社

7. 補助を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な測定方法

【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付 過疎地域自立促進特別措置法の改正により、平成22年度から過疎地域に再指定（第2条第1項）されている。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
① 車両の代替による費用削減等の内容 ※該当なし
② 代替車両を活用した利用促進策 ※該当なし
17. 協議会の開催状況と主な議論
・平成23年12月19日 運行見直し対象路線と改善案について ・平成26年5月26日 生活交通ネットワーク計画について承認。 ・平成26年12月11日 公共交通の見直しについて ・平成27年5月11日 生活交通ネットワーク計画について承認。 ・平成28年6月1日 生活交通ネットワーク計画について承認。

・平成28年10月12日 公共交通の見直しについて ・平成29年2月16日 公共交通の見直しについて（書面による決議） ・平成29年5月24日 生活交通ネットワーク計画について承認。 ・平成29年6月15日 公共交通の見直しについて（書面による決議） ・平成29年9月12日 公共交通の見直しについて（書面による決議） ・平成29年10月26日 公共交通の見直しについて ・平成30年1月31日 公共交通の見直しについて（書面による決議） ・平成30年5月28日 生活交通ネットワーク計画について承認。 ・平成30年10月18日 公共交通の見直しについて	
18. 利用者等の意見の反映	
バス利用者を対象に、利用目的・頻度・改善点の把握に努めるとともに地域別意見懇談会を開き、運行計画案について要望・課題の収集、計画の周知を行った。 アンケートや懇談会にて、山間集落の生活環境改善・向上、バスの存続、利用しやすい運行形態・車両に対して、強い要望が寄せられた。 ・小境線沿線地域での地域別意見懇談会の実施（平成24年2月実施） ・小境線沿線に関わる小中学校ヒアリング・調整を実施（平成24年2月実施） ・飯山市公式ホームページにてパブリックコメント実施（平成24年2～3月実施）	
19. 協議会メンバーの構成員	
飯山市地域公共交通協議会 会議メンバーは次のとおり	
関係都道府県	長野県交通政策課 長野県北信地域振興局企画振興課
関係市区町村	飯山市総務部 飯山市教育部子ども育成課 飯山市民生部保健福祉課 飯山市経済部商工観光課 飯山市建設水道部道路河川課 飯山市建設水道部まちづくり課
交通事業者・交通施設管理者等	長電バス(株) 飯山観光ハイヤー(株) 長野交通(株) 戸狩ハイヤー(有) (株)妙高ハブネット長野飯山営業所 J R 東日本長野支社飯山駅 飯山警察署 長野県北信建設事務所飯山事務所
地方運輸局	北陸信越運輸局長野運輸支局
その他協議会が必要と認める者	(社)長野県バス協会 長野県タクシー協会 長野電鉄労働組合 飯山市区長会協議会 飯山市老人クラブ連合会 飯山市社会福祉協議会 飯山商工会議所 高等学校 小中校長会 公募委員

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 飯山市大字飯山 1110-1

(所 属) 飯山市総務部企画財政課

(氏 名) 事務局 小野沢 崇

(電 話) 0269-62-3111（内線 392）

(e-mail) kikaku@city.iiyama.lg.jp

令和元年 5 月 23 日
 （名称）飯山市地域公共交通会議
 （代表者名）会長 印

0. 生活交通ネットワーク計画の名称
飯山市地域内フィーダー系統確保維持計画（令和 2 年度～4 年度） 「温井線（予約型乗り合いタクシー）運行事業」
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
当該路線の沿線である、飯山市の北部地域は、高齢化率30.6～61.0%（平成31年4月1日現在）の集落が集まる、過疎化の進む山間地域である。また、冬季は積雪が2mを超える特別豪雪地帯でもある。 中心市街地には、飯山赤十字病院やスーパーなど市民生活を支える生活機能を担う施設、店舗等があるが、自家用車を運転できない高齢者や子どもたちにとっては、路線バス、乗り合いタクシー等の公共交通が山間集落と市街地を結ぶ唯一の移動手段となっている。 岡山・太田・常盤地区と市街地を結ぶ定時定路運行しているバスである温井線があるが、すでに廃止路線代替バスとなっている。 温井線は朝、夕は、40人乗りバス車両で、小中学生のスクール利用をカバーしながら運行しているが、バス車両が大きく幹線道路以外に通行できないため、沿線から離れた集落の高齢者が利用できず、小中学生以外の利用者数は大きく減少していた。 このため、朝、夕の通学利用を維持しつつ、集落内に居住する高齢者を中心に通院・買物など日常生活を支える交通手段として、地域公共交通確保維持事業により、温井線（予約型乗り合いタクシー）を運行することで、住民の公共交通手段を改善し、存続させることが必要不可欠となっている。
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
（１）事業の目標
小学校および中学校への通学支援を維持しつつ、高齢者の利用を中心とした利便性向上・利用促進に取り組み、「買物交通弱者」「通院交通弱者」の解消と持続可能な交通体系を確立する。 目標：温井線（デマンド）の 1 便平均利用者数 2.0 人。
（２）事業の効果
デマンドでの小型車両で運行することで、温井線の利用範囲を拡充するとともに、利用が想定される年齢層から鑑み、通院や買い物しやすい時間に運行することで利用サービス水準を向上し、日常生活の移動手段を確保する効果が期待される。 また、北陸新幹線飯山駅を発着するため、当地域の活性化につながる効果が期待できる。
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
新規で予約型を導入するにあたり、利用される可能性のある方へのフォローを重要と考えている。当路線個別の時刻表を見やすく編集し、市内の対象地区に配布するほか、各地区に新設の停留所情報を周知する。市内すべての公共交通の時刻表を集約した公共交通マップの作成、さらには北陸新幹線飯山駅発着の広域圏域の時刻表にも掲載し、利用者の増を図る。（飯山市）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

①運行路線図（別添資料：運行計画図参照）

②時刻表・運行予定期間・運賃

（別添資料：運行計画図参照）

③運行事業者決定の経緯（地域内フィーダー系統共通）

飯山市内の気象条件、道路網、集落分布を熟知しているとともに、デマンド運行に必要な設備を保有する、下記の交通事業者を引き続き予定する。

補助対象事業者	補助対象系統数	確保維持事業に要する 国庫補助額（千円）
長電バス株式会社	温井線	

④運行予定期間

山間集落内の乗降場所を拡充、予約型乗合運行に改定し、令和元年10月から運行開始し、令和2・3・4年度の運行を予定。

	R1 10月	令和2年度 3月 9月	R2 10月	令和3年度 3月 9月	R3 10月	令和4年度 3月 9月
温井方面線	●	●	●	●	●	●

⑤地域内フィーダー系統の補足資料（既存交通や地域間交通との関係や整合性を図っている旨の説明等を説明した資料（要綱別表6のハ）

JR 飯山線（鉄道）と野沢線（バス）、中野木島線（バス）と地域間幹線系統があるが、JR 飯山線とは、戸狩野沢温泉駅・飯山駅で接続し、野沢線および中野木島線とは木島バス乗り場にて接続する運行経路・ダイヤを設定している。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

飯山市から運行事業者へ補助金を交付

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

長電バス株式会社

7. 補助を受けようとする系統等に係る利用状況等の継続的な測定方法

【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付 過疎地域自立促進特別措置法の改正により、平成22年度から過疎地域に再指定（第2条第1項）されている。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
① 車両の代替による費用削減等の内容 ※該当なし
② 代替車両を活用した利用促進策 ※該当なし
17. 協議会の開催状況と主な議論
・平成23年12月19日 運行見直し対象路線と改善案について ・平成26年5月26日 生活交通ネットワーク計画について承認。 ・平成26年12月11日 公共交通の見直しについて ・平成27年5月11日 生活交通ネットワーク計画について承認。 ・平成28年6月1日 生活交通ネットワーク計画について承認。

・平成28年10月12日 ・平成29年2月16日 ・平成29年5月24日 ・平成29年6月15日 ・平成29年9月12日 ・平成29年10月26日 ・平成30年1月31日 ・平成30年5月28日 ・平成30年10月18日	公共交通の見直しについて 公共交通の見直しについて（書面による決議） 生活交通ネットワーク計画について承認。 公共交通の見直しについて（書面による決議） 公共交通の見直しについて（書面による決議） 公共交通の見直しについて（書面による決議） 公共交通の見直しについて（書面による決議） 公共交通の見直しについて 公共交通の見直しについて
18. 利用者等の意見の反映	
バス利用者を対象に、利用目的・頻度・改善点の把握に努めるとともに地域別意見懇談会を開き、運行計画案について要望・課題の収集、計画の周知を行った。 アンケートや懇談会にて、山間集落の生活環境改善・向上、バスの存続、利用しやすい運行形態・車両に対して、強い要望が寄せられた。	
・温井線沿線地域での地域別意見懇談会の実施（平成31年2・3月実施） ・温井線沿線に関わる小中学校ヒアリング・調整を実施（平成31年1・4月実施）	
19. 協議会メンバーの構成員	
飯山市地域公共交通協議会 会議メンバーは次のとおり	
関係都道府県	長野県交通政策課 長野県北信地域振興局企画振興課
関係市区町村	飯山市総務部 飯山市教育部子ども育成課 飯山市民生部保健福祉課 飯山市経済部商工観光課 飯山市建設水道部道路河川課 飯山市建設水道部まちづくり課
交通事業者・交通施設管理者等	長電バス(株) 飯山観光ハイヤー(株) 長野交通(株) 戸狩ハイヤー(有) (株)妙高ハブネット長野飯山営業所 J R東日本長野支社飯山駅 飯山警察署 長野県北信建設事務所飯山事務所
地方運輸局	北陸信越運輸局長野運輸支局
その他協議会が必要と認める者	(社)長野県バス協会 長野県タクシー協会 長野電鉄労働組合 飯山市区長会協議会 飯山市老人クラブ連合会 飯山市社会福祉協議会 飯山商工会議所 高等学校 小中校長会 公募委員

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 飯山市大字飯山 1110-1
 (所 属) 飯山市総務部企画財政課
 (氏 名) 事務局 小野沢 崇
 (電 話) 0269-62-3111 (内線 392)
 (e-mail) kikaku@city.iiyama.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域内フィーダー系統）

2年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	再 編 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地	終点					運行態様の 別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該 当する要件 (別表7のみ)
飯山市	長電バス	(1) 小境線	戸狩野 沢温泉	外様地域他	木島	往 km 復 km	365日	1839回		区域運行	過疎地域の フィーダー系統	木島バス停にて接続	前年度から確保維持改善計画に基づき運行
飯山市	長電バス	(2) 温井線	柄山	太田地域他	木島	往 km 復 km	365日	2080回		区域運行	過疎地域の フィーダー系統	木島バス停にて接続	新たに運行を開始

（注）

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「再編特例措置」については、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

小境方面運行路線図

※小境線（路線バス・定時定路線）は、を通過し○停留所のみ停留します。
※乗り合いタクシーはを通過し○すべての停留所が対象となります。（要電話予約）

【運行ダイヤ概要】

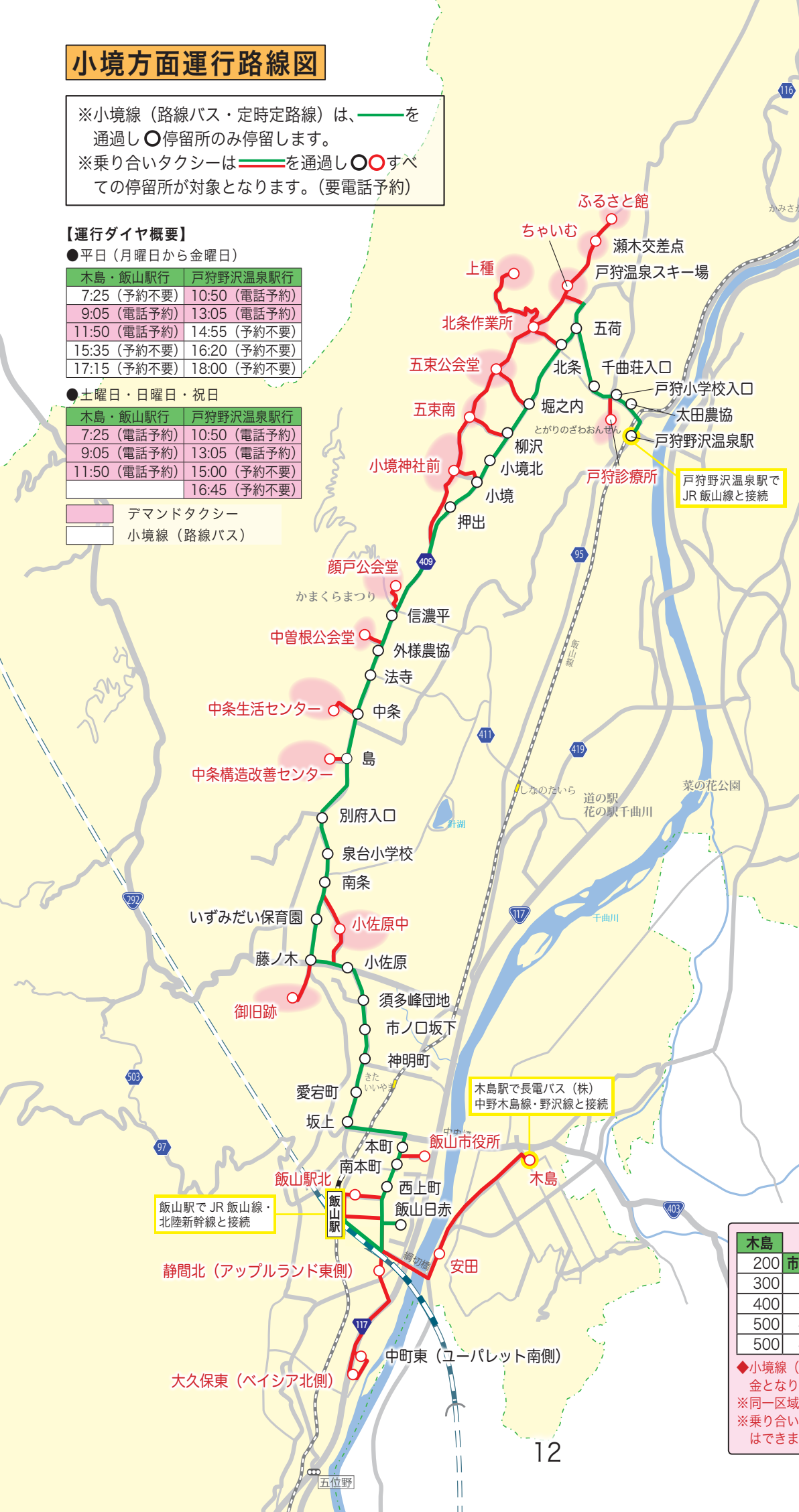
●平日（月曜日から金曜日）

木島・飯山駅行	戸狩野沢温泉駅行
7:25（予約不要）	10:50（電話予約）
9:05（電話予約）	13:05（電話予約）
11:50（電話予約）	14:55（予約不要）
15:35（予約不要）	16:20（予約不要）
17:15（予約不要）	18:00（予約不要）

●土曜日・日曜日・祝日

木島・飯山駅行	戸狩野沢温泉駅行
7:25（電話予約）	10:50（電話予約）
9:05（電話予約）	13:05（電話予約）
11:50（電話予約）	15:00（予約不要）
	16:45（予約不要）

 デマンドタクシー
 小境線（路線バス）



地区	停留所
戸狩周辺	戸狩野沢温泉駅
	太田農協（北信州診療所）
	戸狩診療所
	戸狩小学校入口
	千曲荘入口
	五荷
	ふるさと館
	瀬木交差点
	ちやいむ
	上種
太田	北条作業所
	北条
	堀之内
	五束公会堂
	五束南
	柳沢
	小境北
	小境
	小境神社前
	押出
外様	顔戸公会堂
	信濃平
	中曽根公会堂
	外様農協
	法寺
	中条
	中条生活センター
	島
	中条構造改善センター
	別府入口
柳原	泉台小学校
	南条
	いずみだい保育園
	小佐原中
	小佐原
	藤ノ木
	御旧跡
	須多峰団地
	市ノ口坂下
	神明町
市街地	愛宕町
	坂上
	本町
	飯山市役所
	南本町
	西上町
	飯山駅北
	飯山駅
	日赤
	静間北（アップルランド東側）
木島	中町東（ユーパレット南側）
	大久保東（ベイシア北側）
	安田
	木島

運賃表					
木島	200	市街地			
300	200	柳原			
400	300	200	外様		
500	400	300	200	太田	
500	400	400	300	200	戸狩駅周辺

◆小境線（路線バス）と乗り合いタクシーは同料金となります。

※同一区域内の利用は 200 円

※乗り合いタクシーは「市街地内のみ」のご利用はできません。

温井方面運行路線図

※温井線（路線バス・定時定路線）は、を通過し○停留所のみ停留します。
※乗り合いタクシーはを通過し○すべての停留所が対象となります。
(要電話予約)

【運行ダイヤ概要】

●月・水・木曜日（小中学校登校日）

発地	温井・柄山行	終着	発地	木島・飯山駅行	着地
飯山駅	6:20（予約不要）	土倉	土倉	7:14（予約不要）	飯山駅
木島	8:05（電話予約）	柄山	柄山	9:20（電話予約）	木島
戸狩診療所	10:48（電話予約）	柄山			
木島	13:00（電話予約）	柄山	柄山	14:20（電話予約）	木島
飯山駅	15:50（予約不要）	羽広山	羽広山	16:40（予約不要）	飯山駅
飯山駅	17:35（予約不要）	羽広山	羽広山	18:25（予約不要）	飯山駅
戸狩野沢温泉駅	18:50（予約不要）	柄山			

●月・水・木曜日（小中学校休校日）

発地	温井・柄山行	終着	発地	木島・飯山駅行	着地
飯山駅	6:20（予約不要）	温井	温井	7:22（予約不要）	飯山駅
木島	8:05（電話予約）	柄山	柄山	9:20（電話予約）	木島
戸狩診療所	10:48（電話予約）	柄山			
木島	13:00（電話予約）	柄山	柄山	14:20（電話予約）	木島
飯山駅	15:50（予約不要）	羽広山	羽広山	16:40（予約不要）	飯山駅
飯山駅	17:35（予約不要）	羽広山	羽広山	18:25（予約不要）	飯山駅
戸狩野沢温泉駅	18:50（予約不要）	柄山			

●火・金曜日

発地	温井・柄山行	終着	発地	木島・飯山駅行	着地
飯山駅	6:20（予約不要）	柄山	柄山	7:10（予約不要）	飯山駅
木島	8:05（電話予約）	柄山	柄山	9:20（電話予約）	木島
戸狩診療所	10:48（電話予約）	柄山			
木島	13:00（電話予約）	柄山	柄山	14:20（電話予約）	木島
飯山駅	15:50（予約不要）	羽広山	羽広山	16:40（予約不要）	飯山駅
飯山駅	17:35（予約不要）	羽広山	羽広山	18:25（予約不要）	飯山駅
戸狩野沢温泉駅	18:50（予約不要）	柄山			

●土・日曜日・休日

発地	温井・柄山行	終着	発地	木島・飯山駅行	着地
木島	8:05（電話予約）	柄山	柄山	9:20（電話予約）	木島
戸狩診療所	10:48（電話予約）	柄山			
木島	13:00（電話予約）	柄山	柄山	14:20（電話予約）	木島
木島	15:40（電話予約）	柄山	柄山	16:55（電話予約）	木島

-  温井線（路線バス）
 デマンドタクシー
 温井線（戸狩野沢温泉駅発路線バス）

運賃表							
木島							
200	市街地						
300	200	常盤南					
400	300	200	常盤北				
500	400	200	200	戸狩野沢温泉駅周辺			
500	400	300	200	200	太田南		
600	500	400	300	200	200	太田北	
700	600	500	400	300	200	200	温井
800	700	600	500	400	300	200	200
							温井以北

◆温井線（路線バス）と乗り合いタクシーは同料金となります。
※同一区域内の利用は200円
※乗り合いタクシーは「市街地内のみ」のご利用はできません。

地区	停留所
温井以北	柄山
	森の家
	六地藏
	土倉
	羽広山公会堂
温井	羽広山南（集落南三差路）
	羽広山
	原東（集落東四つ角）
	原旧作業所
	上村（上筋四つ角）
太田北	温井
	上境入口
	小出雲
	土橋
	横川
太田南	天神原（天神原入口）
	吹上
	二ツ宮
	曾根北（土地改良記念碑前）
	曾根
戸狩野沢温泉駅周辺	蕨野
	瀬木
	戸狩温泉スキー場
	地藏堂
	今井公会堂
常盤北	今井
	戸狩小学校入口
	太田農協（北信州診療所）
	戸狩野沢温泉駅
	戸狩診療所
常盤南	戸狩照里
	長峰神社
	戸狩新田
	城北中学校前
	城北中学
市街地	中土手
	大塚公会堂
	大塚南（集落南）
	常盤農協
	平
木島	上水沢公会堂
	大池公会堂
	小沼
	小沼南入口
	有尾